2027年1月版 商品内容のご説明

JP共済生協
日本郵政グループ労働者共済生活協同組合

年金共済「ゆとりプラン」

拠出型企業年金保険

新規加入の方
毎月お申込みができます。

必ずお読みください

既加入の方

平均予定利率1.25%[*1]の財産形成制度です

*1 2026年3月26日現在。
詳細につきましては、2ページの「Point 1」をご確認ください。

*2 詳細につきましては、2ページの「Point 2」をご確認ください。

この保険の特徴

1. この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）〔以降、ご加入者といいます。〕とし、ご加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
2. 在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
3. ご加入者が掛金払込期間中に脱退された場合はご加入者に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

日本生命お問い合わせ先

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター
0120-563-924
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12月31日～1月3日を除く）
※お問い合わせの際には、年金共済「ゆとりプラン」の記号証券番号（970-91400）をお知らせください。

JP共済生協お問い合わせ先

資料請求・各種お手続き
JP共済生協 ポストライフサービスセンター
0120-70-4115
受付時間 月曜日～金曜日 9:30～17:30（祝日・年末年始を除く）
※ホームページからのお問い合わせもご利用ください。

11ページ・12ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されていますので、お申込みにあたっては、必ずご確認ください。なお、ご加入者は当リーフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

拠出型企業年金保険

年金共済「ゆとりプラン」加入申込書

日本生命保険相互会社　行

月払加入（変更）	年月日	令和	年	月　1日
半年払加入（変更）	年月日	令和	年	月　1日
一時払（任意積増）	加入年月日	令和	年	月　1日

責任開始は加入（変更）年月日からとなります。

私は、現在正常に勤務しており、リーフレット記載の意向確認書により商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載の重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）および個人情報の取扱い等について了承・同意のうえ、以下のとおり加入（変更）を申込みます。あわせて、新規加入・掛金増額後一定期間は、積立金額（脱退一時金額）が払込掛金の合計額を下回ることについて承知しました。

団体コード	グループ区分	事業所コード		組織コード 地方	連協	支部	分会
00001	01						

申込日 年	月	日
令和		

組合員番号（被保険者番号）	被保険者氏名（カタカナでご記入ください） セイ	メイ	性別	生年月日 年号	年	月	日

自署（フルネーム）

男性・・・1　女性・・・2

昭和・・・3　平成・・・4

月払申込欄 加入区分		口数	掛金（円）
1：新規加入 2：口数変更	今回合計申込分		,000

合計口数範囲　2口～200口　1口当り掛金　1,000円

半年払申込欄 加入区分		口数	掛金（円）
1：新規加入 2：口数変更	今回合計申込分		0,000

合計口数範囲　1口～50口　1口当り掛金　10,000円

一時払申込欄
一時払保険料（円）
0,000

合計口数範囲　1口～9,999口
1口当り保険料　10,000円

記入に際しての留意点

（1）［性別］　男性・・・1　女性・・・2
（2）［年号］　昭和・・・3　平成・・・4
（3）［加入区分］　該当する数字に1つだけ○印をご記入ください。

・月払に加入の方のみ半年払・一時払に加入できます。
・加入内容に変更がない場合は、ご記入は不要です。

複数の保険会社による共同取扱契約の場合、幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社は引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯して責任を負うものではありません。また、将来に向かって、引受保険会社および引受割合の変更もあり得ます。
（幹事会社）日本生命保険相互会社
699-0118　K25-258

〈キリトリセン〉申込用紙記入後にミシン目にそってていねいに切り離してください。

自動払込利用申込書（収）（加）

種目コード	契約種別コード	記号（6桁目がある場合は※欄に記入してください）	番号（右づめで記入ください）
1 6 6	3 0	1　0　※	

（フリガナ） 住　所	郵便番号　－			
（フリガナ） お名前		お届け印	電話番号	（　　）
払込先口座番号	00170-1-29400	払込先加入者名	ポストライフ	
払込日	加入者（ポストライフ）が指定する日	申込の種類	各種共済掛金（マイカー共済を除く）	
組合員番号				

（注）
- ゆうちょ銀行にお届けの印章を押印ください。ゆうちょ銀行の窓口では申込みできません。
- 払込日はＪＰ共済生協（ポストライフ）が指定する日となります。（土日祝日の場合は前営業日）
- 払込開始は、ＪＰ共済生協（ポストライフ）で手続き完了後となります。それまでは従来の徴収方法で払込みをお願いします。
- 原則給与控除をお願いしています。（輸送会社勤務の方、給与控除ができない方を除く）
- ＪＰ共済生協（ポストライフ）取扱商品（マイカー共済除く）の共済掛金を自動払込でいただく場合に、この口座からとなります。
- マイカー共済の自動払込を申込む場合は、マイカー共済専用の自動払込利用申込書にてお申込みください。

不備内容	1. 記号番号相違　2. 氏名相違　3. 印鑑相違・印鑑不鮮明　4. 該当口座なし　5. その他（　　）	
不備返却先住所	〒151-8591	東京都渋谷区千駄ヶ谷1－20－6　JP共済生協（ポストライフ）

年金共済「ゆとりプラン」のPoint

Point 1 平均予定利率（年率）1.25%での運用！

（2026年3月26日現在）

上記の予定利率に加え、決算実績によっては配当がつくこともあります。

（引受割合の加重平均により算出した数値です。予定利率については将来変更される場合があります。）

※払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用等を差引くため、上記予定利率がそのまま積立金には反映されません。

※積立金額の詳細につきましては、当リーフレットの6ページをご確認ください。

Point 2 2026年4月商品改定により利回り向上！

払込掛金から控除される保険事務費の水準が見直されることにより、商品改定以降は利回りが向上しました。

月払は新規加入初年度より積立金額が払込掛金以上となります。

※詳細は当リーフレットの6ページおよび「商品改定チラシ」をご確認ください。

Point 3 ニーズに応じた掛金払込方法！

掛金の払込方法は月払・半年払に加えて、任意積増（一時払）、退職時積増（一時払）もあります。

毎年1回、掛金の変更ができます。

Point 4 税制上の優遇も！

ご加入者が負担された保険料（掛金から制度運営費を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。

※2026年3月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

Point 5 年金の受取方法は7種類！

※年金種類の詳細につきましては、当リーフレットの4ページ・5ページをご確認ください。

※年金受取りは、満45歳以上で退職された場合に選択できます。

ご加入例　年金受取開始年齢65歳の場合

まずは年間10万円プラン

払込掛金は年間100,000円

月払 5,000円×12カ月

半年払 20,000円×2回

老後にいくら積立てれば良いかお悩みの方は、まず年間10万円プランに加入してみましょう。

もちろん今後の人生設計のニーズにより、掛金を変更することは可能です。

年間10万円プランにすると65歳から受取れる年金額は

加入年齢	払込期間	払込掛金累計額（年間10万円×払込期間）	年金原資（積立金額合計）	5年確定年金 基本年金月額
20歳	45年	4,500,000円	約5,827,200円	約99,100円
25歳	40年	4,000,000円	約5,022,700円	約85,400円
30歳	35年	3,500,000円	約4,262,800円	約72,500円
35歳	30年	3,000,000円	約3,545,100円	約60,300円
40歳	25年	2,500,000円	約2,867,200円	約48,700円
45歳	20年	2,000,000円	約2,226,900円	約37,800円
50歳	15年	1,500,000円	約1,622,000円	約27,500円
55歳	10年	1,000,000円	約1,050,400円	約17,800円

おすすめは

年間10万円プラン → 途中で掛金ステップアップ → **年間20万円プラン**

加入年齢	10万円プラン 期間	10万円プラン 払込掛金累計額	掛金変更	20万円プラン 期間	20万円プラン 払込掛金累計額	年金原資（積立金額合計）	5年確定年金 基本年金月額
20歳	20～44歳	2,500,000円	掛金アップ	45～65歳到達日	4,000,000円	約8,054,100円	約137,000円
25歳	25～44歳	2,000,000円		45～65歳到達日	4,000,000円	約7,249,600円	約123,300円
30歳	30～44歳	1,500,000円		45～65歳到達日	4,000,000円	約6,489,700円	約110,300円
35歳	35～44歳	1,000,000円		45～65歳到達日	4,000,000円	約5,772,000円	約98,100円
40歳	40～49歳	1,000,000円		50～65歳到達日	3,000,000円	約4,489,200円	約76,300円
45歳	45～49歳	500,000円		50～65歳到達日	3,000,000円	約3,848,900円	約65,400円
50歳	50～54歳	500,000円		55～65歳到達日	2,000,000円	約2,672,500円	約45,400円
55歳	55～59歳	500,000円		60～65歳到達日	1,000,000円	約1,560,900円	約26,500円

＊実際に受取る金額は増減し、記載の金額を大きく下回る可能性があります。したがって、将来の受取額をお約束するものではありません。記載の金額については、6ページの「当リーフレットに記載の給付額について」をご確認ください。

しくみ図

●ご加入年齢
25歳

●掛金払込期間
満了年齢
65歳

●掛金：月払……5,000円
（1口 1,000円で5口加入）
半年払（年2回）…… 20,000円
（1口 10,000円で2口加入）
退職時積増（一時払）
…… 1,000,000円
（1口10,000円で100口払込）

25歳加入（掛金払込期間：40年間、45歳時に掛金変更1回）

	25歳 加入時掛金	増額	45歳 変更時掛金
月払	5,000円×12カ月=60,000円	➡	10,000円×12カ月=120,000円
半年払	20,000円×2回=40,000円	➡	40,000円×2回= 80,000円
	（年間払込掛金）100,000円		（年間払込掛金）200,000円

25～44歳	100,000円	×	20年	＝ 2,000,000円
45～65歳到達日	200,000円	×	20年	＝ 4,000,000円
				6,000,000円

5 年確定年金月額＝約140,300円
10年確定年金月額＝ 約72,300円
15年確定年金月額＝ 約49,700円

退職時積増（一時払）を行うことを前提としています

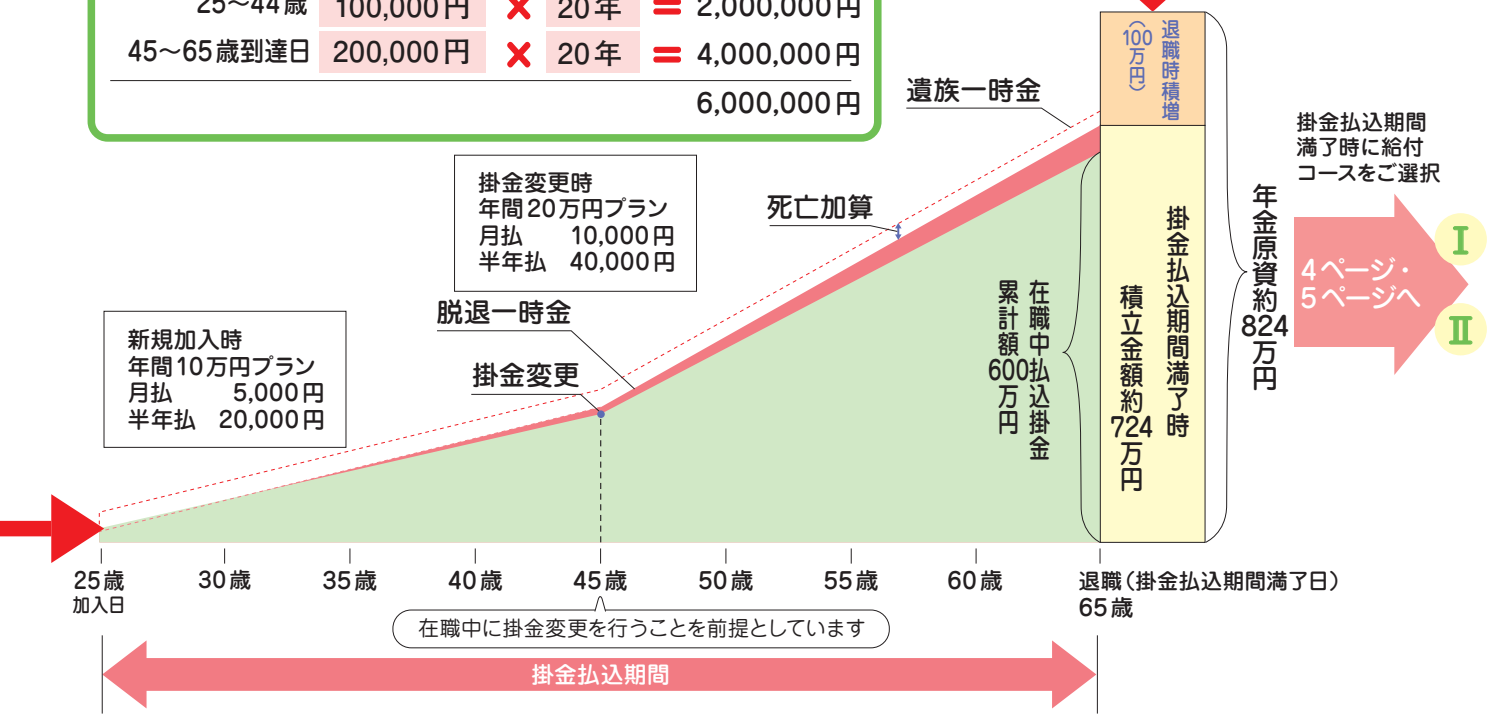

※ この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

給付額について

- しくみ図の給付額は、6ページの給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- 掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- 実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。
- 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。

※ 年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

掛金払込期間中の給付内容

- ご加入者が脱退されたとき
  脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者にお支払いします。（満45歳以上で退職される場合は、年金で受取ることができます。）
- ご加入者が死亡されたとき
  死亡時点の積立金額に月払掛金の1倍、半年払掛金の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
  新規加入や増額される場合、月払掛金部分の死亡加算は加入日（または増額日）から、半年払掛金部分の死亡加算は7月1日と1月1日のうち、加入（増額）日の直後におとずれる日（加入（増額）日当日を含みます。）から適用されます。

必ずお読みください

退職時給付コース選択のご案内

掛金払込期間満了後の給付内容

年金原資　約824万円(3ページのご加入例)

〈掛金払込期間満了時の給付コース選択時の注意点〉

①掛金払込期間満了時に給付コース Ⅰ Ⅱ からご選択ください。重複選択も可能です。
②退職後の都合にあわせて1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。
③繰延期間中は、掛金のお払込みや加入口数の減口（積立金の一部払出し）はお取扱いできません。

Ⅰ 年金受取コース

次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者にお支払いします。

①②③④ 確定年金のお取扱い

年金受取期間中

5 年間、10 年間または15 年間、ご加入者に年金をお支払いします。

●ご加入者が死亡された場合
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

●一時金でのお受取りを希望された場合
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

①5年 ②10年 ③15年 確定年金（定額型）

5年間、10年間または15年間、ご加入者に年金をお支払いします。
確定年金（5年・10年・15年）の中からいずれか1つをお選びください。

5年確定
基本年金月額 約140,300円 ×5年（60カ月）
年金受取期間（5年間）
（65歳）（70歳）

10年確定
基本年金月額 約72,300円 ×10年（120カ月）
年金受取期間（10年間）
（65歳）（75歳）

15年確定
基本年金月額 約49,700円 ×15年（180カ月）
年金受取期間（15年間）
（65歳）（80歳）

退職時積増		
100万円 在職中 払込掛金累計額 600万円	年金原資 約824万円	10年確定年金 年金受取額合計 約868万円

④ 5年重点給付15年確定年金

15年間、ご加入者に年金をお支払いします。
年金受取開始日から5年間は基本年金月額を高く設定しており、6年目以降は、基本年金月額は1／2です。

重点給付期間（5年間）
基本年金月額 約73,400円
［6年目以降］基本年金月額 約36,700円
年金受取期間（15年間）
（65歳）（80歳）

退職時積増		
100万円 在職中 払込掛金累計額 600万円	年金原資 約824万円	年金受取額合計 約880万円

⑤⑥ 15年保証期間付終身年金のお取扱い

保証期間中

15年間、ご加入者に年金をお支払いします。

●ご加入者が死亡された場合
ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。

●一時金でのお受取りを希望された場合
残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
15年の保証期間経過後にご加入者ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。

保証期間経過後

ご加入者が生存されているかぎり年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）

必ずお読みください

⑤ 15年保証期間付終身年金（定額型）

15年間、ご加入者に年金をお支払いします。
保証期間経過後はご加入者が生存されているかぎり年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）

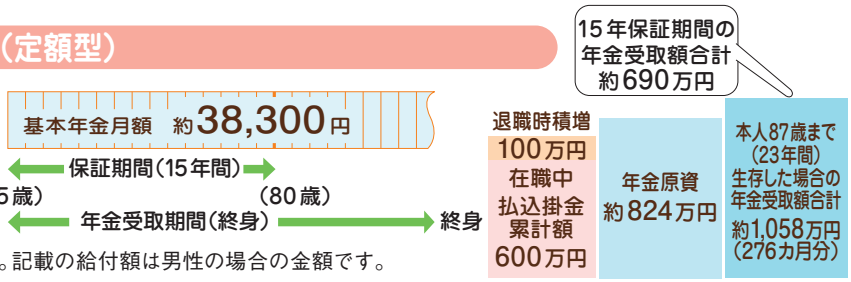

※終身年金の給付額は性別により異なります。記載の給付額は男性の場合の金額です。

⑥ 5年重点給付15年保証期間付終身年金

15年間、ご加入者に年金をお支払いします。
保証期間経過後はご加入者が生存されているかぎり年金をお支払いします。
（一時金のお取扱いはできません。）
年金受取開始日から5年間は基本年金月額を高く設定しており、6年目以降は、基本年金月額は1／2です。

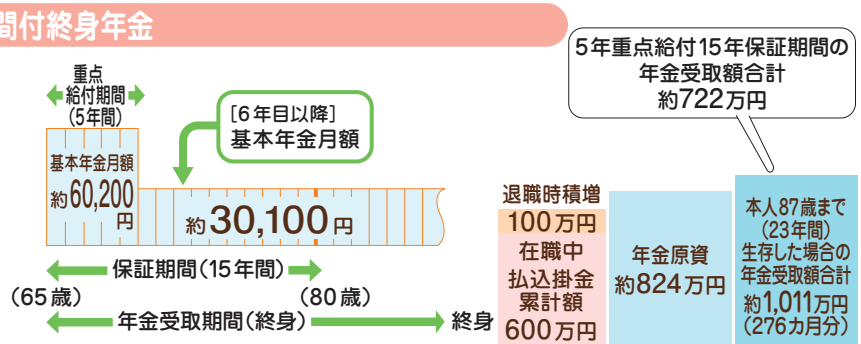

※終身年金の給付額は性別により異なります。記載の給付額は男性の場合の金額です。

⑦ 配偶者年金付15年保証期間付終身年金のお取扱い

保証期間中

15年間、ご加入者に年金をお支払いします。

●ご加入者が死亡された場合

ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
保証期間終了後の最初に到来する年金開始期日の応当日に配偶者（※）が生存されている場合、応当日以降、配偶者が生存されているかぎり配偶者に配偶者年金をお支払いします。（年金月額はご加入者本人の基本年金月額の1／2です。）

●一時金でのお受取りを希望された場合

残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
また、15年の保証期間経過後にご加入者または配偶者が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。（配偶者のみ生存されている場合は、年金月額はご加入者本人の基本年金月額の1／2となります。なお、年金受取再開後の一時金のお取扱いはできません。）

保証期間経過後

ご加入者が生存されているかぎり年金をお支払いします。

●ご加入者が死亡された場合

死亡後の最初に到来する年金開始期日の応当日に配偶者（※）が生存されている場合、応当日以降、配偶者が生存されているかぎり配偶者に配偶者年金をお支払いします。（年金月額はご加入者本人の基本年金月額の1／2です。）

（※）配偶者とは、掛金払込期間満了日（年金の受取開始を繰延べされた場合は繰延期間満了日）およびご加入者の死亡時点で、ご加入者と民法上の婚姻関係にある方をいいます。

⑦ 配偶者年金付15年保証期間付終身年金（定額型）

15年間、ご加入者に年金をお支払いします。
ご加入者が保証期間経過後に死亡された場合でも、配偶者が生存されているかぎり、ご加入者の基本年金月額の1／2の年金を配偶者にお支払いします。

〈年金受取コース選択時の注意点〉

- 掛金払込期間満了（定年退職）時積立金額が基本年金のための年金原資に充当されます。（年金受取コースは、満45歳以上で退職される場合に選択できます。）
- 基本年金月額は年金原資の額に応じて定められます。
- 年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
- 年金月額1万円に必要な年金原資は587,870円（5年確定年金の場合）、1,140,330円（10年確定年金の場合）、1,659,530円（15年確定年金の場合）です。（2026年3月26日現在）
なお、必要年金原資は、今後変動する可能性があります。
- 年金の開始日は掛金払込期間満了日ですが、実際のお支払いは、年4回2月・5月・8月・11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回・最終回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 年金受取開始後は団体代表者を経由せず、日本生命保険相互会社が事務を直接お取扱いします。
- 年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

Ⅱ 一時金受取コース

掛金払込期間満了時積立金をそのまま一時金としてお支払いします。

給付額試算表

掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

●この商品は、積立金額が払込掛金累計額（元本）を上回るには、一定の期間を要する場合があります。（下表の例の場合、月払：1年間、半年払：3年間）
●下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は「当リーフレットに記載の給付額について」をご確認ください。

月払掛金　●月払10口 10,000円加入の場合

積立期間	払込掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）	5年確定年金 基本年金月額	10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額
1年	120,000 円	約 120,100 円	約 (2,000) 円	約 (1,000) 円	約 (700) 円
2年	240,000 円	約 241,600 円	約 (4,100) 円	約 (2,100) 円	約 (1,400) 円
3年	360,000 円	約 364,400 円	約 (6,100) 円	約 (3,100) 円	約 (2,100) 円
4年	480,000 円	約 488,700 円	約 (8,300) 円	約 (4,200) 円	約 (2,900) 円
5年	600,000 円	約 614,300 円	約 10,400 円	約 (5,300) 円	約 (3,700) 円
6年	720,000 円	約 741,400 円	約 12,600 円	約 (6,500) 円	約 (4,400) 円
10年	1,200,000 円	約 1,264,300 円	約 21,500 円	約 11,000 円	約 (7,600) 円
15年	1,800,000 円	約 1,952,200 円	約 33,200 円	約 17,100 円	約 11,700 円
20年	2,400,000 円	約 2,680,200 円	約 45,500 円	約 23,500 円	約 16,100 円
25年	3,000,000 円	約 3,450,900 円	約 58,700 円	約 30,200 円	約 20,700 円
30年	3,600,000 円	約 4,266,800 円	約 72,500 円	約 37,400 円	約 25,700 円
35年	4,200,000 円	約 5,130,600 円	約 87,200 円	約 44,900 円	約 30,900 円
40年	4,800,000 円	約 6,045,200 円	約 102,800 円	約 53,000 円	約 36,400 円
45年	5,400,000 円	約 7,013,400 円	約 119,300 円	約 61,500 円	約 42,200 円

半年払掛金　●半年払10口 100,000円加入の場合

積立期間	払込掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）	5年確定年金 基本年金月額	10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額
1年	200,000 円	約 198,700 円	約 (3,300) 円	約 (1,700)円	約 (1,100) 円
2年	400,000 円	約 399,700 円	約 (6,700) 円	約 (3,500)円	約 (2,400) 円
3年	600,000 円	約 602,900 円	約 10,200 円	約 (5,200)円	約 (3,600) 円
4年	800,000 円	約 808,500 円	約 13,700 円	約 (7,000)円	約 (4,800) 円
5年	1,000,000 円	約 1,016,400 円	約 17,200 円	約 (8,900)円	約 (6,100) 円
6年	1,200,000 円	約 1,226,600 円	約 20,800 円	約 10,700 円	約 (7,300) 円
7年	1,400,000 円	約 1,439,200 円	約 24,400 円	約 12,600 円	約 (8,600) 円
10年	2,000,000 円	約 2,091,700 円	約 35,500 円	約 18,300 円	約 12,600 円
15年	3,000,000 円	約 3,229,600 円	約 54,900 円	約 28,300 円	約 19,400 円
20年	4,000,000 円	約 4,434,100 円	約 75,400 円	約 38,800 円	約 26,700 円
25年	5,000,000 円	約 5,709,100 円	約 97,100 円	約 50,000 円	約 34,400 円
30年	6,000,000 円	約 7,058,800 円	約 120,000 円	約 61,900 円	約 42,500 円
35年	7,000,000 円	約 8,487,800 円	約 144,300 円	約 74,400 円	約 51,100 円
40年	8,000,000 円	約 10,000,700 円	約 170,100 円	約 87,700 円	約 60,200 円
45年	9,000,000 円	約 11,602,500 円	約 197,300 円	約 101,700 円	約 69,900 円

任意積増（一時払）保険料　●100口 1,000,000円加入の場合

積立期間	積立金額（脱退一時金額）	5年確定年金 基本年金月額	10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額
1年	約 1,011,200 円	約 17,200 円	約 (8,800) 円	約 (6,000) 円
2年	約 1,022,600 円	約 17,300 円	約 (8,900) 円	約 (6,100) 円
3年	約 1,034,200 円	約 17,500 円	約 (9,000) 円	約 (6,200) 円
4年	約 1,045,900 円	約 17,700 円	約 (9,100) 円	約 (6,300) 円
5年	約 1,057,700 円	約 17,900 円	約 (9,200) 円	約 (6,300) 円
10年	約 1,118,900 円	約 19,000 円	約 (9,800) 円	約 (6,700) 円
15年	約 1,183,900 円	約 20,100 円	約 10,300 円	約 (7,100) 円
20年	約 1,252,700 円	約 21,300 円	約 10,900 円	約 (7,500) 円
25年	約 1,325,700 円	約 22,500 円	約 11,600 円	約 (7,900) 円
30年	約 1,403,100 円	約 23,800 円	約 12,300 円	約 (8,400) 円
35年	約 1,485,000 円	約 25,200 円	約 13,000 円	約 (8,900) 円
40年	約 1,571,900 円	約 26,700 円	約 13,700 円	約 (9,400) 円
45年	約 1,663,800 円	約 28,300 円	約 14,500 円	約 10,000 円

●月払部分と半年払部分と任意積増（一時払）部分を合算して年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、（　　）内は参考数値です。

当リーフレットに記載の給付額について

当リーフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が生じる場合があり、その期間は変動する可能性がございますので、ご留意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当リーフレットに記載の給付額と異なります。

❶当リーフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
(1) この保険契約全体の加入口数が月払135,490口、半年払19,424口を常に維持していることを前提とします。
(2) ご加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
(3) 引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）（2027年1月1日時点（予定）※）および引受割合（2026年4月15日現在）に基づき計算しております。
※計算時点で幹事会社の管理している各社数値
(4) この保険契約における2026年2月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
(5) 記載の金額には、配当金を加味しておりません。
❷今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少等の変動をする場合があります。
❸今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
❹年度（2026年2月1日～ 2027年1月31日）途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
❺積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性がございますので、ご留意ください。
❻掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
❼給付額試算表は、2026年2月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中加入の場合は、上記試算表の額と異なる（下回る）ことがあります。

必ずお読みください

ご加入例　年金受取開始年齢65歳の場合

年金月額が1万円未満の場合は、一時金でのお受取りとなりますので、ライフプランにあわせて在職中に掛金の増額をご検討ください。

●制度全体の加入規模（2026年3月時点）
ご加入者数：25,893名
月払掛金：1口 1,000円×135,490口
半年払掛金：1口 10,000円×19,424口

Aさん（25歳）　早いうちから備えたい人の例

年間払込掛金10万円プランから45歳時に年間20万円プランに掛金変更した場合

年間10万円プラン 払込掛金	年間10万円プラン 払込掛金累計額	年間20万円プラン 払込掛金	年間20万円プラン 払込掛金累計額	年金原資（積立金額合計）	65歳から5年間受取れる年金月額
月払 5,000円 ×12カ月 半年払 20,000円 ×2回 年間払込掛金合計 100,000円	× 20年間累計額 2,000,000円 毎年10万円を20年間積立てます	＋ 月払 10,000円 ×12カ月 半年払 40,000円 ×2回 年間払込掛金合計 200,000円	× 20年間累計額 4,000,000円 毎年20万円を20年間積立てます	＝ 約7,249,600円 40年間で積立てた金額＋運用益の合計です	＝ 年金月額 約123,300円 65歳から受取れる年金月額です

Bさん（45歳）　しっかり計画をしたい人の例

年間払込掛金10万円プランから50歳時に年間20万円プランに掛金変更した場合

年間10万円プラン 払込掛金	年間10万円プラン 払込掛金累計額	年間20万円プラン 払込掛金	年間20万円プラン 払込掛金累計額	年金原資（積立金額合計）	65歳から5年間受取れる年金月額
月払 5,000円 ×12カ月 半年払 20,000円 ×2回 年間払込掛金合計 100,000円	× 5年間累計額 500,000円 毎年10万円を5年間積立てます	＋ 月払 10,000円 ×12カ月 半年払 40,000円 ×2回 年間払込掛金合計 200,000円	× 15年間累計額 3,000,000円 毎年20万円を15年間積立てます	＝ 約3,848,900円 20年間で積立てた金額＋運用益の合計です	＝ 年金月額 約65,400円 65歳から受取れる年金月額です

※5年確定年金をご選択の場合の基本年金月額です。
＊実際に受取る金額は増減し、記載の金額を大きく下回る可能性があります。したがって、将来の受取額をお約束するものではありません。

〈個人情報の取扱いに関する日本郵政グループ労働者共済生活協同組合と引受保険会社からのお知らせ〉

●この保険契約は、日本郵政グループ労働者共済生活協同組合（以下、「JP共済生協」といいます。）を保険契約者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、JP共済生協は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、JP共済生協がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。
JP共済生協は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約や取扱共済の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、JP共済生協および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続きJP共済生協および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

必ずお読みください

制度の内容と取扱い

加入資格

加入日現在正常に勤務されている65歳未満のJP共済生協の組合員。
（組合員がJP共済生協の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。）
※新規加入後概ね1年は、積立金額（脱退一時金額）が払込掛金累計額を下回ることをご承知ください。

加入（増額）日

- 月払　毎月1日。
- 半年払　月払加入日直後の1月1日または7月1日。（加入日当日を含みます。）

※増額については年1回（1月1日）のみお申込みできます。

掛金

- 月払掛金　1口あたり1,000円とし、最低2口以上最高200口まで加入できます。
- 半年払掛金　1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。
- 任意積増・退職時積増保険料（一時払）　1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高9,999口まで加入できます。
- 掛金はご加入者負担です。

（注）
1. 月払掛金1,000円あたり4円、半年払掛金10,000円あたり40円の制度運営費（年金共済「ゆとりプラン」の事務取扱手数料）が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。
2. 任意積増（一時払）保険料は、毎年1回（1月1日発効※）お取扱いします。
（※）退職金受給後に新たに再雇用シニアスタッフ職として勤務される方で、満了することなく継続加入し、退職金での積増を希望される場合には、7月1日発効でもお取扱いします。
3. 退職時積増（一時払）保険料は、退職満了時に年金受取を選択され、積増を希望される場合にお取扱いします。
4. 半年払・任意積増に加入される場合でも、月払のご加入が必要です。
5. 半年払にご加入後、半年払の取りやめや停止はできません。（ただし、減額は可。）

- 掛金払込期間満了日　退職（満45歳以上）または満75歳に達した日とします。

掛金の払込み

- 月払掛金　原則として毎月24日に、給与から控除します。
- 半年払掛金　1月分は年末手当、7月分は夏季手当から控除します。

（注）
1. 給与控除のできない方・輸送会社勤務の方は、ゆうちょ銀行総合口座の自動払込となります。
2. 輸送会社勤務の方は、毎月25日にゆうちょ銀行総合口座の自動払込となります。
3. 控除日が、土曜・日曜・祝日の場合は前営業日となります。

- 任意積増・退職時積増保険料（一時払）　毎年1回（1月1日発効）の任意積増を希望される方は、「N-ナビゲーション」の一時払欄等を2026年10月14日（水）までにご入力ください。入力締切後に払込取扱票をご自宅宛にお送りしますので、2026年11月27日（金）までにお払込みください。

退職金受給後に新たに再雇用シニアスタッフ職として勤務される方で、満了することなく継続加入し、退職金での任意積増（7月1日発効）を希望される場合には、「年金共済加入申込書」の一時払申込欄にご記入のうえ、2027年5月7日（金）までにポストライフサービスセンター宛ご提出ください。申込書到着後に払込取扱票をご自宅宛にお送りしますので、2027年5月28日（金）までにお払込みください。

退職時積増の場合、期日等詳細はポストライフサービスセンターにご確認ください。年金受取コースを選択される場合のみ、退職時積増（一時払）が可能です。

掛金の増額・減額

毎年1回の追加加入日（1月1日）に、掛金の増額・減額のお取扱いができます。「N-ナビゲーション」の月払・半年払欄をご入力ください。（2026年のお申込みは、8月17日～10月14日。）

（注）
1. 掛金の増額は、掛金払込期間満了日までの期間が1年以上ある方にかぎります。
2. 別表1の事由に該当する場合にかぎり、掛金を減額することができます。ただし月払2口、半年払1口を最低残すものとします。（月払のみ・半年払のみの解約はできません。）

別表1
① 災害　② 疾病・障がい*（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。）
③ 住宅の取得　④ 教育（親族の教育を含む。）　⑤ 結婚（親族の結婚を含む。）
⑥ 債務の弁済　⑦ その他、ご加入者が掛金の拠出に支障のある場合

加入者証

ご加入者には「加入者証」が発行されます。

控除証明書の発行

保険料控除証明書は毎年8月中旬以降に、ご加入者に通知します。

残高不足等で掛金の控除ができなかった場合のお取扱い

●月払掛金　控除できなかった月から、次項に定める「中断」といたします。（2カ月分まとめての控除はいたしません。）
中断期限を過ぎても継続の意思が確認できない場合には、失効いたします。

●半年払掛金　控除できなかった1月分または7月分の半年払から、次項に定める「中断」といたします。

（注）
1. 新規加入直後の初回掛金が控除できなかった場合は、その加入はなかったもの（不成立）とします。
2. 半年払控除月［1月分の年末手当（12月）または7月分の夏季手当（6月）］に、月払または半年払いずれか一方の掛金のみ控除できた場合は、控除できた掛金を後日返還します。

掛金の払込中断と失効

「掛金の増額・減額」項目の別表1の事由に該当する場合にかぎり、2年を限度として、掛金のお払込みを中断することができます。ただし、月払掛金・半年払掛金のどちらか一方のみのお払込みを中断することはできません。必ず、両方同時に中断となります。

（注）
1. 掛金の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。
2. 限度を超えて中断が継続された場合は失効となります。通知とともに「給付金請求書」をお送りしますので、失効時点の積立金額をご請求ください。

中途解約

退職前に中途解約を希望される場合、加入資格（JP共済生協の組合員）が失われた場合は、「給付金請求書」で積立金額をご請求ください。月1回、毎月24日ポストライフサービスセンター到着が締切となります。脱退日以降、送金まで1～2カ月程度かかりますのでご了承ください。

積立金の一部払出し（加入口数の減口）

別表2の事由に該当する場合にかぎり、積立金額の一部を受取ること（加入口数の減口）ができます。なお、加入口数の減口は最低10万円以上、1万円単位でお取扱いします。パソコンまたはスマートフォンからインターネットサービス（加入者ダイレクト）にログインいただき、お手続きを行ってください。その後もご契約は継続します。

（注）掛金の減額、掛金の払込中断を行っても積立掛金を受取ることはできません。

別表2
① 災害　② 疾病・障がい*（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。）　③ 住宅の取得
④ 教育（親族の教育を含む。）　⑤ 結婚（親族の結婚を含む。）　⑥ 債務の弁済

受取人

●年金（年金にかえての一時金を含む）、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者本人とします。
●遺族一時金（残存受取（保証）期間の年金を含む）の受取人はご遺族（※）とします。

（※）遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

●制度運営および引受保険会社

- 当制度はJP共済生協が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2026年3月26日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

〔引受保険会社〕
日本生命保険相互会社（70%）（事務幹事会社）
太陽生命保険株式会社（12%）
富国生命保険相互会社（ 9%）
第一生命保険株式会社（ 9%）

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

お問い合わせ・苦情につきましては、以下のJP共済生協までご連絡ください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命までご連絡ください。）

ご相談窓口等

●JP共済生協お問い合わせ先
JP共済生協 ポストライフサービスセンター
TEL：0120-70-4115
受付時間 月曜日～金曜日 9:30～17:30
（祝日・年末年始を除く）

●日本生命お問い合わせ先
日本生命保険相互会社 法人サービスセンター
TEL：0120-563-924
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
（祝日・12/31～1/3を除く）
※お問い合わせの際には、年金共済「ゆとりプラン」の記号証券番号（970－91400）をお知らせください。

*〈「障がい」の表記〉
当リーフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

必ずお読みください

税務上のお取扱い

掛金払込期間中

保険料
［月払、半年払
任意積増・退職時積増（一時払）］

掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。

ご加入者が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。

（個人年金保険料控除の対象ではありません。個人年金保険料控除は、「年金給付のみを目的とした制度であること」、「確定年金の場合ご加入者の基本年金受取開始年齢が60歳以上で年金の受取期間が10年以上であること」等、所得税法上の制限を契約全体で満たさないかぎり、適用されません。年金共済「ゆとりプラン」は、上記のような制限を満たしておりませんので、個人年金保険料控除は適用されません。）

年間払込保険料合計	所得税の控除額
25,000円以下	年間払込保険料合計の全額
25,001円～ 50,000円	年間払込保険料合計×1/2+12,500円
50,001円～100,000円	年間払込保険料合計×1/4+25,000円
100,001円以上	一律 50,000円

年間払込保険料合計	住民税の控除額
15,000円以下	年間払込保険料合計の全額
15,001円～40,000円	年間払込保険料合計×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	年間払込保険料合計×1/4+17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

当年金共済「ゆとりプラン」以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当年金共済「ゆとりプラン」のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※2011年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当年金共済「ゆとりプラン」は旧契約にあたり、2012年1月1日以降も左表が適用されます。
ただし、当年金共済「ゆとりプラン」に適用される生命保険料控除のみに基づき計算されるわけではありません。
なお、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。
①旧契約のみで控除額を計算
②新契約のみで控除額を計算
③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算
（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

一時金

以下の脱退一時金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

●脱退一時金

一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝（一時金額－払込保険料累計額－50万円＊）× $\frac{1}{2}$

＊同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。

●遺族一時金

相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

掛金払込期間満了日後

年金・一時金

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

●年金

（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝（基本年金年額＋増加年金年額）－（基本年金年額× $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額（見込額）}}$ ）

●掛金払込期間満了時一時金

一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝（一時金額－払込保険料累計額－50万円＊）× $\frac{1}{2}$

＊同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。

◎税務の取扱い等について、2026年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

必ずお読みください

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。
在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

当リーフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄
□給付内容はニーズに合致していますか。
□ご自身が選択された掛金（加入口数）、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

年金共済「ゆとりプラン」【契約概要】

ご契約の概要について

拠出型企業年金保険

11ページの「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、リーフレット、11ページ・12ページの「注意喚起情報」をご参照ください。

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

●この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者とし、ご加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

しくみ図（イメージ）

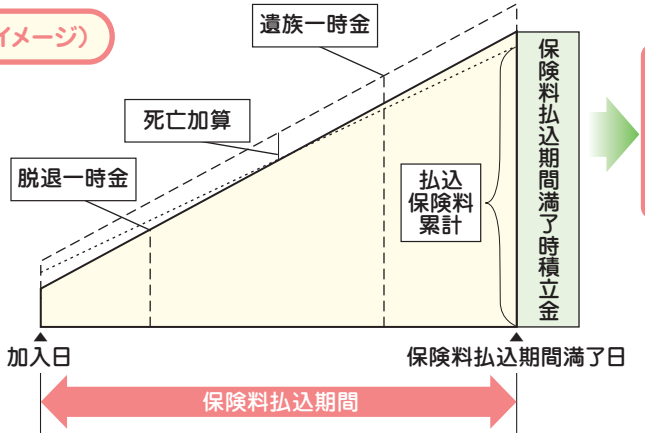

年金
年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【ご注意】 右記しくみ図はイメージです。詳細につきましては6ページの給付額試算表等をご確認ください。

加入資格

●詳細は8ページをご確認ください。

保険料

●詳細は8ページをご確認ください。

給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

●次の種類の年金をご加入者にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つを選択いただきます。
5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金、15年保証期間付終身年金、5年重点給付15年保証期間付終身年金、5年重点給付15年確定年金、配偶者年金付15年保証期間付終身年金

●年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【保険料払込期間中の給付内容】

●ご加入者が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者にお支払いします。

●ご加入者が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

●詳細は3ページ～5ページをご確認ください。

受取人

●詳細は9ページをご確認ください。

配当金

●詳細は3ページをご確認ください。

制度運営および引受保険会社

●当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。

●この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合（この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

●詳細は9ページをご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

●「ご相談窓口」につきましては、9ページをご確認ください。

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、11ページ・12ページの「注意喚起情報」をご覧ください。

【契約者】日本郵政グループ労働者共済生活協同組合【事務幹事会社】日本生命保険相互会社　日本2021企基-72-1（2022.7.22）日本-企-2026-707-10523-M（R8.6.1）　企②簡一自由選択

年金共済「ゆとりプラン」【注意喚起情報】

特に注意いただきたい事項について

拠出型企業年金保険

11ページ・12ページの「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、リーフレット、11ページの「契約概要」を必ずご参照ください。
（＊）保険料を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

●引受保険会社がご加入（＊）を承諾した場合、所定の加入日（＊）から保険契約上の責任を負います。

必ずお読みください

ただし、半年払を併用されている場合、半年払保険料部分の責任開始日は所定の加入日（＊）となります。

※所定の加入日（＊）については、「加入申込書」、またはリーフレット等に記載された「加入（増額）日」です。

※詳細は８ページをご確認ください。

●引受保険会社の職員（営業職員、コールセンター担当者等）・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

●次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。

（1）遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき

・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者の他のご遺族にお支払いします。

（2）年金の継続受取人が故意にご加入者を死亡させたとき

・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者の他のご遺族にお支払いします。

（3）この保険契約全体のご加入者数が15名未満となったとき

・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

（4）保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき

・保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

（5）ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者に詐欺の行為があったとき

・この保険契約の全部またはそのご加入者に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（6）ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、遺族一時金・継続年金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた遺族一時金・継続年金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

＜重大な事由＞

①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致（未遂を含みます。）

②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺（未遂を含みます。）

③保険契約者、ご加入者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額（脱退一時金額）等

●積立金額（脱退一時金額）および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性がございますので、ご留意ください。

●詳細は３ページ・６ページをご確認ください。

基礎率（予定利率・予定死亡率等）の変更

●引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率（予定利率・予定死亡率等）を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（お問合せ先）**生命保険契約者保護機構** TEL：03−3286−2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前９時～正午、午後1時～午後５時
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・リーフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

●ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

●年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

●お問合せ・苦情につきましては、９ページに記載のポストライフサービスセンターまでご連絡ください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく９ページに記載の日本生命までご連絡ください。）

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【事務幹事会社】　日本生命保険相互会社　K2025-620　日本2025 企基-48(2026.3.16)　企注①簡一旧　日本-企-2026-707-10523-M（R8.6.1）

2つのインターネットサービスをご用意！

「N-ナビゲーション」

※年1回の重点取組時（例年8～10月）のみ受付します。

掛金変更のお手続き

任意積増のお手続き

『加入者ダイレクト』

残高照会や一部払出しの請求は
『加入者ダイレクト』で

＊加入状況により照会できないこともあります。

現在のご加入内容の確認＊	・前月末基準の積立金残高が確認できます ・現在の月払・半年払の掛金額が確認できます
将来のシミュレーション	・将来予想受取額とそれに基づく年金月額のシミュレーション ・目標積立額に向けた、払込掛金額のシミュレーション
一部払出し	・「一部払出し」のお手続きができます

アクセス手順

ご利用推奨ブラウザ

パソコン		▶ Google Chrome ▶ Microsoft Edge
スマートフォン	iPhone	▶ Safari
	Android	▶ Chrome

パソコンからログインされる方へ

ブラウザは「Google Chrome・Microsoft Edge」からログインできます。
（Firefox 等からのログインはできませんのでご注意ください）

ステップ1　JP共済生協のホームページへアクセスし、『加入者ダイレクト』バナーをクリックします。

ステップ2　『加入者ダイレクト』のお手続きはこちらをクリックし、加入者様専用ログインページへ移動します。

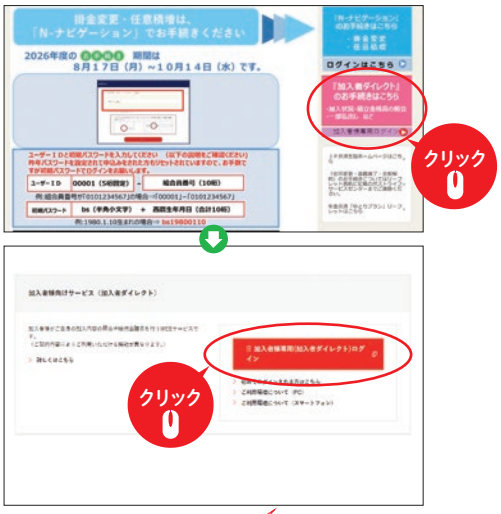

※『加入者ダイレクト』をご利用いただくためには、初期設定として、「信頼済みサイト」および「ポップアップ許可サイト」の登録が必要です。
登録方法は「詳しくはこちら」をクリックしてご確認ください。

ステップ3　加入者様専用ログインページで以下のコード・ログインID・（初回は初期）パスワードを入力します。

＊過去にパスワードを変更している方は、初期パスワードではなく、変更後のパスワードを使用してください。

ステップ4　『加入者ダイレクト』トップページより、ご希望のお手続きをご選択ください。

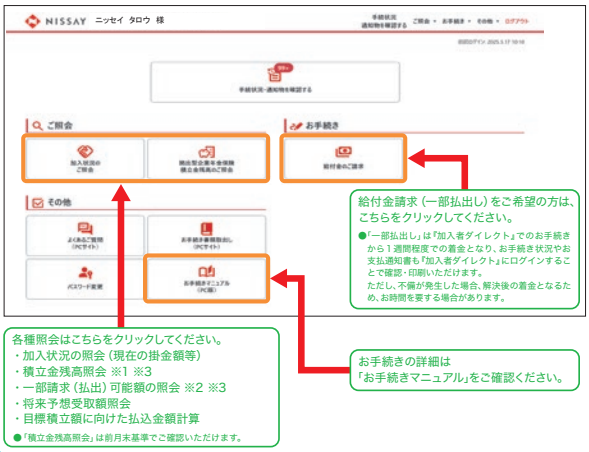

※1 「積立金残高照会」は前月末基準でご確認いただけます。
※2 払出可能額について、一時金持込額は当月基準で計算されるため、積立金額より大きくなることがあります。
※3 任意積増お申込み前後は照会いただけない期間があります。
●画面のイメージは今後変更となる可能性がございます。

パスワードの失念、パスワードロックの解除依頼は、JP共済生協ホームページの「お問い合わせ・資料請求フォーム」より申請してください。

拡大しました

【『加入者ダイレクト』のご利用可能時間】月曜日～土曜日　8:00～24:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※ご不明な点は『加入者ダイレクトページ』内の、「よくあるご質問（FAQ）」ページにてご確認ください。

既加入の方

すでにご加入のみなさまは年に1回

掛金の増額・減額と任意積増ができます。

掛金の増額・減額
（月払・半年払）
毎月・半年の掛金額を変更できます

&

任意積増
（一時払）
一時払で掛金を増額できます

退職後のゆとりある生活設計のために年1回の重点取組となります。

	加入（増額）日	「N-ナビゲーション」入力締切日
掛金の増額・減額 任意積増	2027年1月1日	2026年10月14日（水）

払込掛金の増額・減額
年1回変更できます。

任意積増
年1回（1月1日発効）お申込みができます。

退職金受給後に新たに再雇用シニアスタッフ職として勤務される方で、年金共済「ゆとりプラン」を満了することなく継続加入し、退職金での積増を希望される場合には、加入日2027年7月1日発効での任意積増のお取扱いができます。

	加入日	申込書提出締切日
退職金受給後に新たに再雇用シニアスタッフ職として勤務される方の任意積増	2027年7月1日	2027年5月7日（金）

既加入の方

老後に必要な備えを計算してみましょう

① 65歳～90歳までの月々の収支総額

公的年金受取額 ➡Ⓐ ［　　万円］ － 支出（住宅ローンは除く）➡Ⓑ ［　　万円］ ＝ 1カ月の収支 ［　　万円］ × 65歳～90歳までの月数 ［300月］ ＝ ① ［　　万円］

② 特別支出の総額

65歳時点の住宅ローン残高・リフォーム資金 ［　　万円］ ＋ 家電の買替え ［　　万円］ ＋ 車の買替え ［　　万円］ ＋ 旅行等 ［　　万円］ ＋ 医療・介護費用 ［　　万円］ ＝ ② ［　　万円］

③ 特別収入の総額

退職金 ［　　万円］ ＋ 企業年金の受取総額 ［　　万円］ ＋ 個人年金保険等の受取総額 ［　　万円］ ＋ 預貯金等 ［　　万円］ ＝ ③ ［　　万円］

④ 老後に必要な備え

① ［　　万円］ － ② ［　　万円］ ＋ ③ ［　　万円］ ＝ ④ ［　　万円］

➡ 公的年金を補完する自助努力の必要性が高まっています

Ⓐ 公的年金の受給開始年齢は原則65歳から！

65歳からの公的年金受取例（1名分の受取金額の例）

公的年金受取額は、『年金加入期間』と『厚生年金加入中の年収（給与・賞与）の平均額』によって計算されます。

	年金加入期間*1		厚生年金加入中の年収の平均額*2		公的年金受取額*3*4【月額（年額）の目安】	
	厚生年金	国民年金		平均標準報酬月額の想定額		
会社員・公務員等	38年	2年	約240万円	15.4万円	約11.1万円	（約133万円）
			約390万円	25.0万円	約13.7万円	（約164万円）
			約550万円	35.3万円	約16.5万円	（約198万円）
			約700万円	44.9万円	約19.1万円	（約229万円）
			約800万円	51.3万円	約20.8万円	（約250万円）
			約920万円	59.0万円	約22.9万円	（約275万円）
自営業または専業主婦（夫）・パート等	なし	40年	―	―	約6.9万円	（約83万円）
	5年	35年	約260万円	16.7万円	約7.5万円	（約90万円）
	10年	30年	約310万円	19.9万円	約8.3万円	（約100万円）

＊1 年金加入期間中の保険料は全て納付していたものとみなします。（国民年金の加入期間は、厚生年金に加入していない期間のみ記載しています。また厚生年金の加入期間には、国民年金にも加入していたものとします。）＊2「厚生年金加入中の年収の平均額」は、年間の賞与が「平均標準報酬月額の想定額」の3.6カ月分であると仮定し、年間15.6カ月分の収入として計算しています。「厚生年金加入中の年収の平均額」が同じであっても、厚生年金加入中の給与・賞与の割合や加入時期等により、実際の平均標準報酬月額が記載の想定額より低くなる場合もあります。＊3 厚生年金は、各月の給与・賞与を標準報酬月額・標準賞与額に換算し計算されます。この標準報酬月額・標準賞与額には上限があり、標準報酬月額の上限は、過去から段階的に増額されています。2025年12月現在では、標準報酬月額は65万円、標準賞与額は1回あたり150万円が上限となっています。そのため、**年収が高くなっても厚生年金の受取額が増加するとは限りません。**＊4 公的年金受取額（月額・年額）は、2025年度の年金額を基に計算しています。あくまで見込額であり、将来の年金額を保証するものではありません。※**「ねんきん定期便」等で、公的年金の受取見込額を確認することができます。**

※当記載内容は、2025年12月現在の公的年金制度に基づきます。

監修：社会保険労務士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士 山本恵子

Ⓑ 老後の生活費はいくらかかるのでしょうか？

1カ月の平均的な生活費（実支出＊）［世帯主65歳以上・無職世帯］

単身無職世帯	約16.2万円

2人以上の無職世帯	約29.3万円

＊実支出は消費支出に直接税・社会保険料等を加えた金額です。

［ご参考］平均的な生活費の内訳（2人以上の無職世帯の場合）

食費	家事用品等	通信・交通費	住居費	靴・洋服等
79,207円	11,846円	30,068円	17,374円	5,776円
教養娯楽費	**水道・光熱費**	**医療費等**	**直接税・社会保険料等**	**その他**
24,751円	23,302円	17,516円	33,232円	49,100円

総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）2024年（令和6年）職業別1世帯当たり1か月間の収入と支出（単身世帯）、（高齢者のいる世帯）世帯主の就業状態別1世帯当たり1か月間の収入と支出（二人以上の世帯）」

平均寿命は

男性 81.09歳＊
女性 87.13歳＊

→ 65歳からの人生は約20年もあります。
しっかりとした老後の生活設計が必要です

＊日本における日本人の平均寿命で厚生労働省「令和6年　簡易生命表」に基づく

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の**抱える**リスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の公的年金シミュレーターはこちら

既加入の方

ライフスタイルにあわせて掛金を変更して老後に備えましょう

25歳加入（掛金払込期間：40年間、40歳／50歳時に掛金変更2回）イメージ

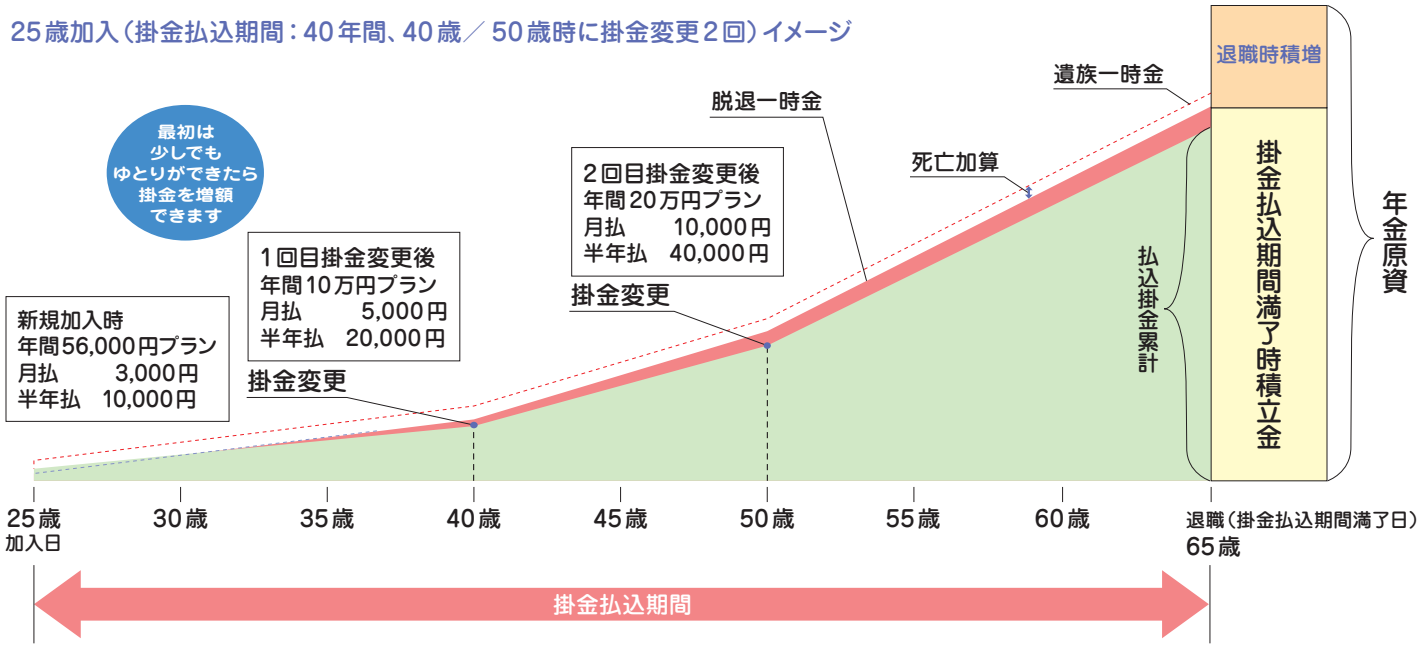

1 おすすめ基本設定　積立金額100万円未満の方

○老後の生活資金として年金共済「ゆとりプラン」を活用いただくにあたり、
退職時に最低限の積立金額を準備するために、年間10万円プランをおすすめいたします。
月払・半年払の掛金につきまして、増額のご検討をお願いします。

※満45歳未満でご退職の場合は、一時金でのお受取りとなります。
また、掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が1年以上ある方にかぎります。

年間10万円プラン

月払	5,000円×12カ月
半年払	20,000円×2回

年間10万円プランにすると
65歳から受取れる年金額は

加入年齢	払込期間	払込掛金累計額（年間10万円×払込期間）	年金原資（積立金額合計）	5年確定年金基本年金月額
20歳	45年	4,500,000円	約5,827,200円	約99,100円
25歳	40年	4,000,000円	約5,022,700円	約85,400円
30歳	35年	3,500,000円	約4,262,800円	約72,500円
35歳	30年	3,000,000円	約3,545,100円	約60,300円
40歳	25年	2,500,000円	約2,867,200円	約48,700円
45歳	20年	2,000,000円	約2,226,900円	約37,800円
50歳	15年	1,500,000円	約1,622,000円	約27,500円
55歳	10年	1,000,000円	約1,050,400円	約17,800円

2 おすすめ増額設定　積立金額100万円以上の方

○ゆとりある老後生活を送るために、今からしっかりと積立てたい方には、
年間20万円プランをおすすめいたします。
月払・半年払の掛金につきまして、増額のご検討をお願いします。

※満45歳未満でご退職の場合は、一時金でのお受取りとなります。
また、掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が1年以上ある方にかぎります。

年間20万円プラン

月払	10,000円×12カ月
半年払	40,000円×2回

年間20万円プランにすると
65歳から受取れる年金額は

加入年齢	払込期間	払込掛金累計額（年間20万円×払込期間）	年金原資（積立金額合計）	5年確定年金基本年金月額
20歳	45年	9,000,000円	約11,654,400円	約198,200円
25歳	40年	8,000,000円	約10,045,400円	約170,800円
30歳	35年	7,000,000円	約8,525,700円	約145,000円
35歳	30年	6,000,000円	約7,090,300円	約120,600円
40歳	25年	5,000,000円	約5,734,500円	約97,500円
45歳	20年	4,000,000円	約4,453,800円	約75,700円
50歳	15年	3,000,000円	約3,244,000円	約55,100円
55歳	10年	2,000,000円	約2,100,900円	約35,700円

※実際に受取る金額は増減し、記載の金額を大きく下回る可能性があります。したがって、将来の受取額をお約束するものではありません。
記載の金額については、6ページの「当リーフレットに記載の給付額について」をご確認ください。

【既加入の方】

お手続きの流れ

掛金変更・任意積増
お申込み手続き
（募集キャンペーン期間）
2026年8月17日～
2026年10月14日までです。

「N-ナビゲーション」の
ご利用可能時間

月～土 8:00～翌朝5:00
日 8:00～22:00
（9/20（日）はシステム利用停止日）

2027年1月版リーフレット（本紙）にて制度内容をよくご確認ください。

・掛金変更（半年払のみ新規加入）・任意積増の申込みをされる方は、「N-ナビゲーション」を使ってパソコンまたはスマートフォンでのお手続きとなります。JP共済生協のホームページからアクセスできます。8月中旬以降にお届けする書類に「N-ナビゲーション」のアクセス方法に関するご説明資料を同封しております。
・募集キャンペーン期間中であれば、「N-ナビゲーション」にて、「掛金変更」と「任意積増」の、同時申込（入力）が可能です。また申込（入力）後の変更も可能です。
・加入内容に変更のない方は、従来の加入内容で継続されますのでお手続きは不要です。

退職金受給後に新たに再雇用シニアスタッフ職として勤務される方の任意積増お申込み手続き
2027年4月1日～
2027年5月7日までです。

掛金変更の場合

※今回掛金変更を行わない場合、お手続きは不要です

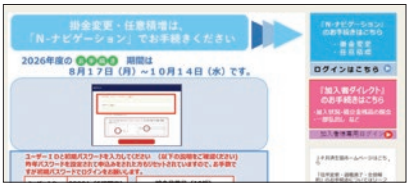

① ご自身のパソコンまたはスマートフォンから「N-ナビゲーション」にアクセスいただき、掛金額など必要事項をご入力ください。

② 毎年1回、今年（2026年）は10月14日（水）が締切となります。

③ 2027年1月1日のご加入となります。
今回掛金変更いただいた分の加入者証を、1月中旬以降にご自宅宛に発送いたします。

「N-ナビゲーション」入力締切	変更後掛金での初回控除日	加入（変更）年月日	加入者証発送予定（ご自宅へ）
2026年10月14日（水）	◆半年払⇒12月10日（木） ◆月払　⇒郵政関係の方＝12月24日（木） 輸送関係の方＝12月25日（金）	2027年1月1日	2027年1月中旬以降

任意積増の場合

※今回任意積増を行わない場合、お手続きは不要です

① ご自身のパソコンまたはスマートフォンから「N-ナビゲーション」にアクセスいただき、一時払金額など必要事項をご入力ください。

② 「N-ナビゲーション」で任意積増の入力を完了いただくと、入力締切後に順次、専用の払込取扱票をご自宅宛にお送りします。（11月初旬までにはお届けします。それまでに届かない場合は、ポストライフサービスセンターへご連絡をお願いいたします。）早めにお振込みをお願いいたします。

③ 2027年1月1日のご加入となります。
今回積増いただいた分の加入者証を、1月中旬以降にご自宅宛に発送いたします。

「N-ナビゲーション」入力締切	払込取扱票での通常払込み締切日	加入年月日	加入者証発送予定（ご自宅へ）
2026年10月14日（水）	2026年11月27日（金）	2027年1月1日	2027年1月中旬以降

退職金受給後に新たに再雇用シニアスタッフ職として勤務される方の任意積増の場合

※今回任意積増を行わない場合、お手続きは不要です

① 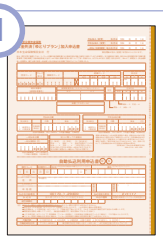

リーフレット裏表紙の加入申込書の自署欄や「一時払申込欄」など必要事項をご記入ください。

② 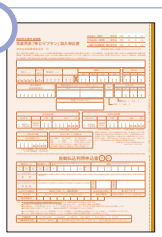

ポストライフサービスセンターに（任意積増）加入申込書をお送りいただくと、5月以降順次、専用の払込取扱票をご自宅宛にお送りします。早めにお振込みをお願いいたします。

③ 2027年7月1日のご加入となります。
今回積増いただいた分の加入者証を、7月中旬以降にご自宅宛に発送いたします。

※加入申込書はリーフレットから切り取ってお送りください

（任意積増）加入申込書ポストライフサービスセンター到着締切	払込取扱票での通常払込み締切日	加入年月日	加入者証発送予定（ご自宅へ）
2027年5月7日（金）必着	2027年5月28日（金）	2027年7月1日	2027年7月中旬以降

※任意積増は2027年1月までの加入が必須となっております。
※退職金受給後に新たに再雇用シニアスタッフ職として勤務される方の任意積増は、退職金受給後も年金共済「ゆとりプラン」を満了することなく継続加入し、退職金での積増を希望される場合のみのお取扱いです。
※保険料は1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高9,999口まで加入できます。2027年1月期月保険料となります。
（退職金受給後に新たに再雇用シニアスタッフ職として勤務される方の任意積増は、2027年7月期月保険料となります。）
※振替払込請求書兼受領証をもって、領収証に代えさせていただきます。

【新規加入の方】

（新規）加入申込書記入例

お申込み手続き

新規加入される方は、加入申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ポストライフサービスセンターへ送付してください。控えが必要な場合は、お手数ですが、コピーをお取りください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、「加入申込書」は訂正署名、「自動払込利用申込書」は訂正印（お届け印と同一印）を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

組織コードは記入不要です。

氏名はカタカナでご記入ください。

月払掛金の口数と金額をご記入ください。

金額は最低2,000円以上1,000円単位でご記入ください。

月払の一例

口数	掛金（円）
3	3,000
5	5,000
10	10,000
20	20,000
55	55,000
200	200,000

輸送会社勤務の方、給与控除ができない方のみゆうちょ口座をご記入ください。
※原則給与控除となります。

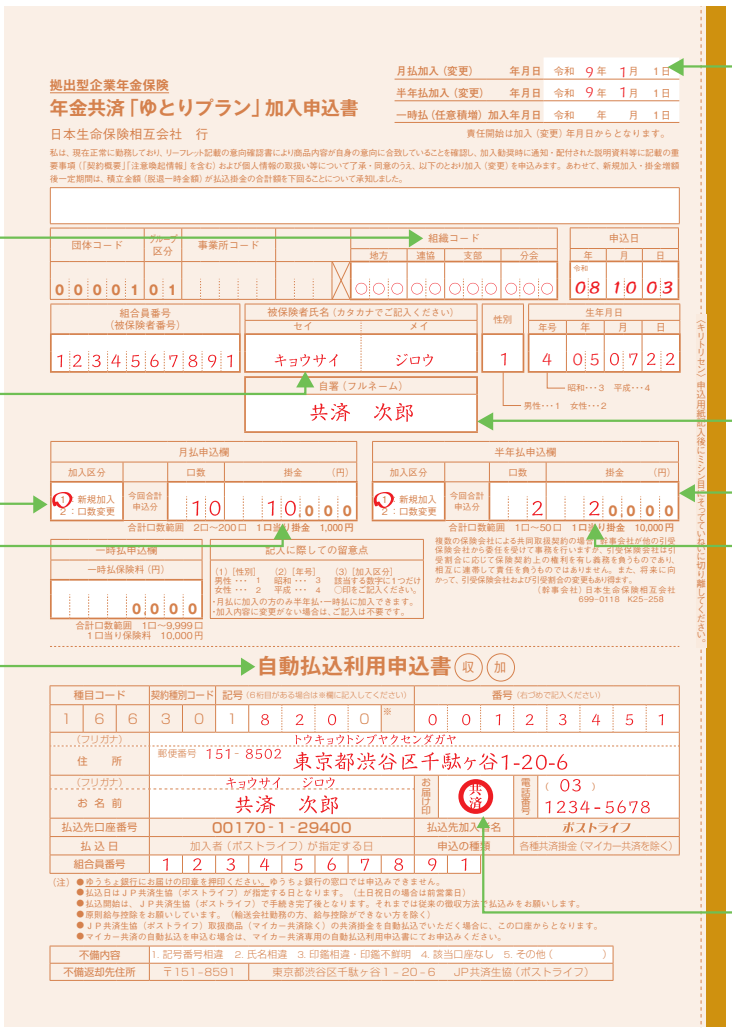

毎月月末までにポストライフサービスセンターにて受付した分は3カ月後の1日が加入日となります。
※1月1日加入の場合のみ、10月10日締切

必ずフルネームで署名してください。

半年払掛金の口数と金額をご記入ください。

金額は1万円単位でご記入ください。

半年払の一例

口数	掛金（円）
1	10,000
2	20,000
5	50,000
10	100,000
20	200,000
50	500,000

必ず、ゆうちょ銀行お届け印を押印してください。

※当申込書は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

お手続きの流れ　新規加入の場合

1

2027年1月版リーフレット（本紙）にて制度内容をよくご確認ください。

2

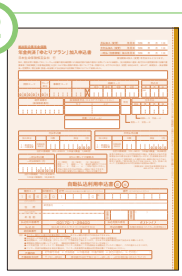

上記記入例を参照のうえ、加入申込書に必要事項を記入し、「自動払込利用申込書」をご記入される方は、押印してください。

3

原則、毎月月末到着締切で随時受付しておりますので、直接またはご所属の支部を通じて、ポストライフサービスセンター宛にお送りください。

（新規）加入申込書ポストライフサービスセンター到着締切	初回掛金控除日（土日祝の場合は前営業日）	加入年月日	加入者証発送予定（ご自宅へ）
毎月月末 ※1月1日加入のみ、10月10日が締切	◆郵政関係の方＝翌々月の24日 ◆輸送関係の方＝翌々月の25日	月払＝申込締切日の3カ月後の1日 半年払＝月払加入日直後の1月1日または7月1日 （加入日当日を含みます。）	申込締切日の3カ月後の中旬頃

例①：2026年8月31日（月）までに到着→10月23日（金）初回控除、月払は11月1日加入、11月中旬頃加入者証発送予定（半年払は1月1日加入）
例②：2026年11月30日（月）までに到着→2027年1月22日（金）初回控除、月払は2月1日加入、2月中旬頃加入者証発送予定（半年払は7月1日加入）